



群馬労働局の取組 トピックス

(労働保険料は口座振替が便利、業務改善助成金特例コース新設)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① 労働保険料は口座振替が便利です！

【事業主の皆さまへ】

○令和4年度 労働保険料・一般拠出金の口座振替の申込は

全期・第1期分 令和4年2月25日（金）までに！

第2期分 令和4年8月15日（月）までに！

第3期分 令和4年10月11日（火）までに！

口座振替のメリット

- 1 金融機関窓口に出向かず納付ができます
- 2 納付もれの心配がありません
- 3 ゆとりある納付期日で安心
- 4 手数料はかかりません

※口座振替の詳細についてはこちらからご覧いただけます。
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



お問い合わせ先
群馬労働局総務部労働保険徴収室
電話 027-896-4734

かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

- 1 申込用紙を入手**
申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。
▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
※労働保険事務組合用の申込用紙についてはダウンロードができません。お手数ですが、労働局・労働基準監督署の窓口でお受け取り下さい。
- 2 金融機関の窓口へ提出**
下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。
※一部の金融機関ではお取り扱いできません。対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

<各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期 または 第1期	申込締切日 2月25日							口座振替納付日 9月6日					
第2期								申込締切日 8月14日			口座振替納付日 11月14日		
第3期										申込締切日 10月11日		口座振替納付日 2月14日	

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。
※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

○労働保険のお手続きには「電子申請」が便利です！

労働保険に関する申請や届出について、書面の手続きではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由してカンタン・便利に手続きができます！
労働保険の電子申請に関する特設サイトはコチラから↓

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html



② 「業務改善助成金特例コース」が新設されました！

【中小企業・小規模事業者の皆さまへ】

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者を対象として、特例的に助成対象となる経費の範囲を拡大し、生産性向上に資する設備投資などのほかこの取組に関連する経費も含め、これらに要した費用の一部を助成する「業務改善助成金特例コース」が新設されました。

《対象となる事業者（事業場）》

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- ・令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

《支給の要件》

- ・就業規則等で引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定めていること
- ・引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ・生産性向上に資する機器・設備やコンサルティングの導入、人材育成・教育訓練を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ・解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと など

《助成額》

- ・最大100万円

※業務改善助成金特例コースの詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03_00026.html

中小企業の事業主の皆さま

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい中小企業事業者を支援する助成金がありました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■申請期限：令和4年3月31日まで

※賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで経過して追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- ・令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- ・就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- ・生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率	助成額	助成率
	最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机、椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます



【お問い合わせ先】

業務改善助成金特例コースのお問い合わせは、**業務改善助成金コールセンター**

電話番号：03-6388-6155（受付時間：平日8:30～17:15）

【申請先】

業務改善助成金の申請・支給窓口は、**群馬労働局雇用環境・均等室**

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室